

令和8年度 集団指導

地域密着型介護老人福祉施設 編

※この集団指導の資料では、「ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設」に着目して記載しています。
従来型の地域密着型介護老人福祉施設については、別途、基準をご確認ください。

目次

- 1 基本方針について
- 2 各基準における留意事項について
 - 2-1 人員基準について
 - 2-2 設備基準について
 - 2-3 運営基準について
- 3 運営指導時によくある指摘事項

1 基本方針について

ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、入居者一人一人の意思及び人格を尊重し、地域密着型施設サービス計画に基づき、その居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援しなければならない。

2 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、地域密着型サービス事業者、介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(基準159条：基本方針)

2 各基準における留意事項について

2-1 人員基準について

ユニット型地域密着型介護老人福祉施設では、以下の通りの人員配置が必要となる。

1. 医師（基準第131条第1項第1号）

- ・入所者に対し健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数

2. 生活相談員（基準第131条第1項第2号・第5項）

- ・1以上。
- ・社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者又はこれと同等以上の能力を有する者（入所者の生活の向上を図るため適切な相談、援助等を行う能力を有すると認められる）
- ・常勤の者であること。ただし、1人を超えて配置されている生活相談員が、時間帯を明確に区分した上で、当該施設を運営する法人内の他の職務に従事する場合にあっては、この限りではない。

3. 介護職員又は看護師若しくは准看護師（以下、「看護職員等」という）（基準第131条第1項第3号・第6項・第7項）

- イ 介護職員及び看護職員（看護師若しくは准看護師）の総数は常勤換算方法で、入所者の数が3又はその端数を増すごとに1以上
- 看護職員の数は1以上

※介護職員のうち、1人以上並びに、看護職員のうち、1人以上は常勤であること

2 各基準における留意事項について

2-1 人員基準について

4. 栄養士又は管理栄養士 （基準第131条第1項第4号）

- ・ 1以上。
- ・ 他の社会福祉施設等の栄養士又は管理栄養士との連携を図ることにより施設の効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者の処遇に支障がないとき（隣接の他の社会福祉施設や病院等の栄養士又は管理栄養士との兼務や地域の栄養指導員との連携を図ることにより、適切な栄養管理が行われている場合）は、配置しないことも可能。

5. 機能訓練指導員 （基準第131条第1項第5号、第9項、第10項）

- ・ 1以上。
- ・ 日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行う能力を有すると認められる者。

※訓練を行う能力を有すると認められる者とは、医学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師の資格を有するものとする。

6. 介護支援専門員 （基準第131条第1項第6号、第11項）

- ・ 1以上。
- ・ 専らその職務に従事する常勤の者であること。

居宅介護支援事業者の介護支援専門員との兼務は認められないが、増員に係る非常勤の介護支援専門員については、この限りでない。

2 各基準における留意事項について

2-2.設備基準

ー ユニット

イ 居室

- (1)1の居室の定員は、1人とすること。ただし、入居者への指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供上必要と認められる場合は、2人とすることができる。
- (2)居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。
ただし、1のユニットの入居定員は、原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとする。
- (3)1の居室の床面積等は、10.65平方メートル以上とすること。ただし、(1)ただし書の場合にあっては、21.3平方メートル以上とすること。
- (4)ブザーまたはこれに代わる設備を設けること。

□ 共同生活室

- (1)共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。
- (2)1の共同生活室の床面積は、2平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの入居定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。
- (3)必要な設備及び備品を揃えること

(基準第160条)

2 各基準における留意事項について

2-2.設備基準

二 浴室

要介護者が入浴するのに適したものとすること。

三 医務室

医療法第1条の5第2項に規定する診療所とすること。

入居者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じた臨床検査設備を設けること。

四 廊下幅

1.5メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は1.8メートル以上とすること。

なお、廊下の一部の幅を拡張すること等により、入居者、従業員等の円滑な往来に支障が生じないと認められるときは、これによらないことができる。

五 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けること

(基準第160条)

※ユニット、浴室、医務室、廊下幅、消火設備等は、専ら当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の用に供するものでなければなりません。

ただし、入居者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に支障がない場合は、この限りでないとされています。

2 各基準における留意事項について

2-3 運営基準

1.内容及び手続の説明及び同意

指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業者は、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第166条に規定する重要事項に関する規程の概要、従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

2～6（略）

（基準第169条（基準第3条の7準用））

※留意点：重要事項説明書に記載が必要な内容

(1)第166条に規定する重要事項に関する規程の概要＝「運営規程」の概要

- ①施設の目的及び運営の方針、②従業者の職種、員数及び職務内容、③入居定員、④ユニットの数及びユニットごとの入居定員、⑤入居者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の内容及び利用料その他の費用の額、⑥施設の利用に当たっての留意事項、⑦緊急時等における対応方法、⑧非常災害対策、⑨虐待の防止のための措置に関する事項、⑩その他施設の運営に関する重要事項

(2)従業者の勤務の体制

(3)その他利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項

- ①事故発生時の対応、②苦情処理の体制、③提供するサービスの第三者評価の実施状況

CHECK

2 各基準における留意事項について

2. 受給資格等の確認

指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業者は、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確認するものとする。

2 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業者は、前項の被保険者証に、法第78条の3第2項の規定により認定審査会意見が記載されている時は、当該認定審査会意見に配慮して、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を提供するように努めなければならない。

(基準第169条(基準第3条の10準用))

※被保険者証の**住所欄**は特に確認が必要

(地域密着型サービスの利用は飯塚市に住民票があることが前提のため)

その他保険給付を受けるために必要な事項(**利用者の介護度・認定期間・保険者名等**)も欠かさずに確認すること。

※8月1日付で更新される「**負担割合証**」についても法定代理受領サービスとして、提供されるサービスの利用者負担の根拠となるので**毎年の確認**を忘れずに行うこと。

2 各基準における留意事項について

3.入退所

指定地域密着型介護老人福祉施設は、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難な者に対し、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を提供するものとする。

2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所申込者の数が入所定員から入所者の数を差し引いた数を超えている場合には、介護の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を受ける必要性が高いと認められる入所申込者を優先的に入所させるよう努めなければならない。

3 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所申込者の入所に際しては、その者に係る指定居宅介護支援事業者に対する照会等により、その者の心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等の利用状況等の把握に努めなければならない。

4 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、その者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて定期的に検討しなければならない。

5 前項の検討に当たっては、生活相談員、介護職員、看護職員、介護支援専門員等の従業者の間で協議しなければならない。

6～7（略）

（基準第169条（基準第134条準用））

2 各基準における留意事項について

4. サービス提供の記録

ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所に際しては入所の年月日及び入所している介護保険施設の種類及び名称を、退所に際しては退所の年月日を、当該者の被保険者証に記載しなければならない。

2 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録しなければならない。

(基準第169条 (基準第135条準用))

2 各基準における留意事項について

5. 利用料等の受領

指定地域密着型介護老人福祉施設は、法定代理受領サービスに該当する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を提供した際には、入所者から利用料の一部として、当該指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額から当該指定地域密着型介護老人福祉施設に支払われる地域密着型介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、法定代理受領サービスに該当しない指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を提供した際に入所者から支払を受ける利用料の額と、地域密着型介護サービス費用基準額との間に不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 指定地域密着型介護老人福祉施設は、前2項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。

一 食事の提供に要する費用

二 居住に要する費用

三 厚生労働大臣が定める基準に基づき入居者が選定する特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用

四 厚生労働大臣が定める基準に基づき入居者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用

五 理美容代

六 前各号に掲げるもののほか、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものにかかる費用であって、その入所者に負担させることが適当と認められるもの

4 前項第1号から第4号までに掲げる費用については、別に厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

5 指定地域密着型介護老人福祉施設は、第3項各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、入所者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、入所者の同意を得なければならない。

(基準第161条)

2 各基準における留意事項について



留意点①：基準第161条第2項の利用料等の受領について

利用者間の公平及び利用者保護の観点から、法定代理受領サービスでないサービスを提供した際の利用料の額と、法定代理受領サービスであるサービスを提供した際の利用料の額との間に、一方の管理経費の他方への転嫁等による不合理な差額を設けないようにしたもの。

なお、介護保険給付の対象となる指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護のサービスと明確に区別されているサービスについては、次のような方法により別の料金設定を行ってもよい。

- ①利用者に事業が指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護とは別事業で、サービスが介護保険給付の対象外であることを説明し、理解を得ること。
- ②事業の目的、運営方針、利用料等が、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業所の運営規程と別に定められていること。
- ③指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の会計と区分していること。

留意点②：基準第161条第3項第1号から第4号までに掲げる費用については、以下の通知にて確認すること

- ・居住、滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る利用料等に関する指針（平成17年9月7日 厚生労働省告示第419号）

料金関係はトラブルの要因になりやすい。利用開始前にあらかじめ、サービスの内容と費用について説明を行うとともに、介護報酬改定等により利用者負担額が変更となる場合は、その都度、利用者又は家族に対し、説明を行い、同意を得ること。

2 各基準における留意事項について

6.指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の取扱方針

指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護は、入居者が、その有する能力に応じて、自らの生活様式及び生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるようにするため、地域密着型施設サービス計画に基づき、入居者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより、入居者の日常生活を支援するものとして行わなければならない。

2 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護は、各ユニットにおいて入居者がそれぞれの役割を持って生活を営むことができるよう配慮して行わなければならない。

3 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護は、入居者のプライバシーの確保に配慮して行わなければならない。

4 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護は、入居者の自立した生活を支援することを基本として、入居者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等を常に把握しながら、適切に行わなければならない。

5 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の従業者は、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に当たって、入居者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行わなければならない。

(基準第162条)

2 各基準における留意事項について

6. 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の取扱方針

- 6 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に当たっては、当該入所者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するための緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。
- 7 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。
- 8 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。
- 一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を**3月に1回以上**開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
 - 二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること
 - 三 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的を実施すること。
- 9 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、自らその提供する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(基準第162条)

2 各基準における留意事項について

6. 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の取扱方針



※基準第162条第6項及び第7項について

- ・ 身体的拘束は**切迫性・非代替性・一時性**の3要件を満たし、組織等として要件の確認等手続きを極めて慎重に行うこと
- ・ 具体的な内容を記録し、その記録は**2年間保存**すること

※基準第162条第8項について

- ・ 身体的拘束等適正化検討委員会は、施設内の幅広い職種での構成（管理者、看護師、介護職員等）及び第三者（精神科専門医等）での構成が望ましい
- ・ 身体的拘束等適正化検討委員会の目的と指針については以下を参考にすること。

【目的】

- イ 身体的拘束等について報告するための様式を整備すること。
- ロ 介護職員その他の従業者は、身体的拘束等の発生ごとにその状況、背景等を記録するとともに、身体的拘束について報告すること。
- ハ 身体的拘束等適正化検討委員会において、報告された事例を
- ニ 事例の分析にあたり、身体的拘束等の発生時の状況等进行分析し、身体的拘束等の発生原因、結果等を取りまとめ、事例の適正性と適正化策を検討すること。
- ホ 報告された事例及び分析結果を従業者に周知徹底すること。
- ヘ 適正化策を講じた後に、その効果について評価すること。

【指針】

- イ 施設における身体的拘束等の適正化に関する基本的考え方
- ロ 身体的拘束等適正化検討委員会その他施設内の組織に関する事項背景等を記録するとともに、身体的拘束について報告すること。
- ハ 身体的拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針
- ニ 施設内で発生した身体的拘束等の報告方法等の方策に関する基本方針
- ホ 身体的拘束等発生時の対応に関する基本方針
- ヘ 入居者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針
- ト その他身体的拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針

2 各基準における留意事項について

7.地域密着型サービスの作成

指定地域密着型介護老人福祉施設の管理者は、介護支援専門員に地域密着型施設サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。

2 地域密着型施設サービス計画に関する業務を担当する介護支援専門員は、地域密着型施設サービス計画の作成に当たっては、入所者の日常生活全般を支援する観点から、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて地域密着型サービス計画上に位置付けるよう努めなければならない。

3 計画担当介護支援専門員は、地域密着型施設サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、入所者について、その有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて入所者が現に抱える問題点を明らかにし、入所者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握しなければならない。

4 計画担当介護支援専門員は、前項に規定する解決すべき課題の把握（以下「アセスメント」）に当たっては、入所者及びその家族に面接して行わなければならない。この場合において、計画担当介護支援専門員は、面接の趣旨を入所者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得なければならない。

5 計画担当介護支援専門員は、入所者の希望及び入所者についてのアセスメントの結果に基づき、入所者の家族の希望を勘案して、入所者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の目標及びその達成時期、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の内容、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を提供する上での留意事項等を記載した地域密着型施設サービス計画の原案を作成しなければならない。

（基準第169条（基準第138条準用））

2 各基準における留意事項について

7.地域密着型サービス計画の作成

- 6 計画担当介護支援専門員は、サービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等により、当該地域密着型施設サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。
- 7 計画担当介護支援専門員は、地域密着型施設サービス計画の原案の内容について入所者又はその家族に対して説明し、文書により入所者の同意を得なければならない。
- 8 計画担当介護支援専門員は、地域密着型施設サービス計画を作成した際には、当該地域密着型施設サービス計画を入所者に交付しなければならない。
- 9 計画担当介護支援専門員は、地域密着型施設サービスの作成後、地域密着型施設サービス計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて地域密着型施設サービス計画の変更を行うものとする。
- 10 計画担当介護支援専門員は、前項に規定する実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）に当たっては、入所者及びその家族並びに担当者との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情の無い限り、次に定めるところにより行わなければならない。
- 一 定期的（※）に入所者に面接すること
 - 二 定期的（※）にモニタリングの結果を記録すること
- 11～12（略）

（基準第138条）

- ・ 計画策定担当者は、利用者に計画内容を説明したうえで、利用者の同意を書面で得たうえで、計画を利用者に交付すること。
- ・ 交付した特定施設サービス計画は**5年間保存すること**。
- ・ 「定期的に」の頻度は、入所者の心身の状況等に応じて適切に判断するものとする。



2 各基準における留意事項について

8.介護

介護は、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するよう、入居者の心身の状況等に応じ、適切な技術をもって行わなければならない。

2 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、入居者の日常生活における家事を、入居者が、その心身の状況等に応じて、それぞれの役割を持って行うよう適切に支援しなければならない。

3 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、入居者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法により、入居者に入浴の機会を提供しなければならない。ただし、やむを得ない場合には、清しきを行うことをもって入浴の機会の提供に代えることができる。

4 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、入居者の心身の状況に応じて、適切な方法により、排泄の自立について必要な支援を行わなければならない。

5 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、おむつを使用せざるを得ない入居者については、排泄の自立を図りつつ、そのおむつを適切に取り替えなければならない。

※留意点

①基準第163条第2項の「日常生活における家事」

食事の簡単な下準備や配膳、後片付け、清掃やゴミ出し等

②基準第163条第3項の「適切な方法」

一律の入浴回数を設けるという意味ではなく、個浴の実施など入居者の意向に応じることができるだけの入浴の機会を設けなければならないという意味。



2 各基準における留意事項について

8.介護

- 6 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、褥瘡が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備しなければならない。
- 7 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、前各項に規定するもののほか、入居者が行う離床、着替え、整容等の日常生活上の行為を適切に支援しなければならない。
- 8 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、常時1人以上の介護職員を介護に従事させなければならない。
- 9 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、入居者に対し、その負担により、当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の従業者以外の者による介護を受けさせてはならない。

(基準第163条：介護)

※留意点：褥瘡の発生を予防するための体制において考えられる事象。

- イ 当該施設における褥瘡のハイリスク者に対し、褥瘡予防のための計画の作成、実践並びに評価をする。
- ロ 当該施設において、施設内褥瘡予防対策を担当する者を決めておく。
- ハ 医師、看護職員、介護職員、管理栄養士等から褥瘡対策チームを設置する。
- ニ 当該施設における褥瘡対策のための指針を整備する。
- ホ 介護職員等に対し、褥瘡対策に関する施設内職員継続教育を実施する。

また、第9項の規定は、常時1人以上の介護職員が介護に従事していればよく、当該介護職員の勤務形態については、非常勤の職員でもよい。



2 各基準における留意事項について

9.食事

ユニット指定地域密着型介護老人福祉施設は、栄養並びに入居者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を提供しなければならない。

2 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、入居者の心身の状況に応じて、適切な方法により、食事の自立について必要な支援を行わなければならない。

3 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、入居者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供するとともに、入居者がその心身の状況に応じてできる限り自立して食事を摂ることができるよう必要な時間を確保しなければならない。

4 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、入居者が相互に社会的関係を築くことができるよう、その意思を尊重しつつ、入居者が共同生活室で食事を摂ることを支援しなければならない。

(基準第164条)

※留意点

食事は入居者の生活習慣を尊重した適切な時間に提供しなければならず、入居者が急かされずに自分のペースで食事のできる時間を確保すること。



2 各基準における留意事項について

10. 社会生活上便宜の提供等

ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、入居者の嗜好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、入居者が自律的に行うこれらの活動を支援しなければならない。

2 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、入居者が日常生活を営む上で必要な行政機関等に対する手続について、その者又はその家族が行うことが困難である場合は、その者の同意を得て、代わって行わなければならない。

3 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、常に入居者の家族との連携を図るとともに、入居者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

4 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、入居者の外出の機会を確保するよう努めなければならない。

(基準第165条)

※留意点

ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の居室は、家族・友人等が来訪・宿泊して入居者と交流するのに適した個室であることから、これらの者ができる限り気軽に来訪・宿泊することができるように配慮すること。



2 各基準における留意事項について

11.機能訓練

指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者に対し、その心身の状況等に応じて、日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行わなければならない。

(基準第169条(基準第143条準用))

※留意点：基準第143条の「機能訓練」とは

機能訓練室における機能訓練に限らず、日常生活の中での機能訓練やレクリエーションや行事の実施等を通じた機能訓練を含む。



12.栄養管理

指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わなければならない。

(基準第169条(基準第143条の2準用))

※留意点

- ①入所者の栄養状態を入所時に把握。医師、管理栄養士、歯科医師、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、入所者ごとの栄養ケア計画を作成。(当該計画の内容を地域密着型施設サービス計画内に包含することは可能)
- ②栄養ケア計画に従い、栄養管理を行うとともに、栄養状態を定期的に記録する。
- ③栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価し、必要に応じて計画を見直す。

※栄養ケア・マネジメントの実務については「リハビリテーション・個別機能訓練、栄養、口腔の実施及び一体的取組について」(令和6年3月15日老高発0315第2号・老認発0315第2号・老老発0315第2号)を参照すること



2 各基準における留意事項について

13. 口腔衛生の管理

指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。

(基準第169条(基準第143条の3準用))

※留意点



口腔衛生の管理については、基本サービスとして行うこととされており、入所者の口腔の健康状態に応じて、以下の手順により計画的に行う必要がある。

- ①施設において、歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、施設の介護職員に対する口腔衛生の管理に係る技術的助言及び指導を年2回以上行うこと。
- ②①の技術的助言及び指導に基づき、以下の事項を記載した入所者の口腔衛生の管理体制に係る計画を作成するとともに、必要に応じて、定期的に当該計画を見直すことが必要。
 - イ 助言を行った歯科医師
 - ロ 歯科医師からの助言の要点
 - ハ 具体的方策
 - ニ 当該施設における実施目標
 - ホ 留意事項・特記事項
- ③医療保険において歯科訪問診療料が算定された日に介護職員に対する口腔清掃等に係る技術的助言及び指導を行うにあたっては、歯科訪問診療又は訪問歯科衛生指導の**実施時間以外**で行うこと。

2 各基準における留意事項について

14.健康管理

指定地域密着型介護老人福祉施設の医師又は看護職員は、常に入所者の健康の状況に注意し、必要に応じて健康保持のための適切な措置を採らなければならない。

(基準第169条(基準第144条準用))

15.入所者の入院期間中の取り扱い

指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者について、病院又は診療所に入院する必要がある場合であって、入院後おおむね3月以内に退院することが明らかに見込まれるときは、その者及びその家族の希望等を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再びユニット型当該指定地域密着型介護老人福祉施設に円滑に入所することができるようにしなければならない。

(基準第169条(基準第145条準用))

※留意点

「必要に応じて適切な便宜を供与」とは、入所者やその家族の同意の上で、入退院の手続きや、その他の個々の状況に応じた便宜を図ること。
「やむを得ない事情がある場合」とは、入所者の退院が予定より早まり、ベッドの確保が間に合わない場合などのことであり、施設側の都合は基本的に該当しない。やむを得ない事情であっても、再入所が可能なベッドの確保が出来るまでの間、短期入所生活介護の利用を検討する等、入所者の生活に支障を来さないように努める必要がある。



2 各基準における留意事項について

16. 緊急時の対応

指定地域密着型介護老人福祉施設は、現に指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を行っているときに入所者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ、第131条第1項第1号に掲げる医師及び協力医療機関の協力を得て、当該医師及び当該協力医療機関との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めておかなければならない。

2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、前項の医師及び協力医療機関の協力を得て、1年に1回以上、緊急時における対応方法の見直しを行い、必要に応じて緊急時等における対応方法の変更を行わなければならない。

(基準第169条(基準第145条の2準用))

※留意点

- ・入所者の急変等に備え、配置医師・協力医療機関の協力を得て、対応方針を定めること
(対応方針に記載する規定・・緊急時の注意事項、病状の情報共有の方法、曜日・日時ごとの協力医療機関等との連携方法、診察以来のタイミングなど)
- ・対応方針については、1年に1回以上配置医師、協力医療機関の協力を得て見直しを行うこと。



2 各基準における留意事項について

17. 管理者による管理

指定地域密着型介護老人福祉施設の管理者は、専ら当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の管理上支障がない場合は、他の事業所、施設等又は本体施設の職務に従事することができる。

(基準第169条(基準第146条準用))

18. 管理者の責務

指定地域密着型介護老人福祉施設の管理者は、指定地域密着型介護老人福祉施設の従業者の管理及び指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の利用の申込に係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。

2 指定地域密着型介護老人福祉施設の管理者は、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の従業者に第7章第5節の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

(基準第169条(基準第28条準用))

※留意点

管理者は他事業所との兼務も可能だが、**以下の責務を果たせない場合は、不可**とする。

- ・利用者へのサービス提供の場面等で生じる事象を適時かつ適切に把握する。
- ・従業者及び業務の管理を一元的に行う。
- ・従業者に運営基準を順守させるため必要な指揮命令を行う。



2 各基準における留意事項について

19.運営規定

ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- 一 施設の目的及び運営の方針
- 二 従業者の職種、員数及び職務内容
- 三 入居定員
- 四 ユニットの数及びユニットごとの入居定員
- 五 入居者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の内容及び利用料その他の費用の額
- 六 施設の利用に当たっての留意事項
- 七 緊急時等における対応方法
- 八 非常災害対策
- 九 虐待の防止のための措置に関する事項
- 十 その他施設の運営に関する重要事項

(基準第166条：運営規程)

※留意点

- 三号について・・・入居定員は指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の居室のベッド数と同数とすること
四号について・・・「内容」は年間行事・レクリエーション及び日課を含めたサービスの内容などを指す
十号について・・・その他には身体拘束等の手続きを記載するのが望ましい



2 各基準における留意事項について

20.勤務体制の確保等

ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、入居者に対し、適切な指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を提供することができるよう、従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 前項の従業者の勤務の体制を定めるに当たっては、入居者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視したサービスの提供に配慮する観点から、次の各号に定める職員配置を行わなければならない。

- 一 昼間については、ユニットごとに常時1人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。
- 二 夜間及び深夜については、2ユニットごとに1人以上の介護職員又は看護職員を夜間及び深夜の勤務に従事する職員として配置すること。
- 三 ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置すること。

3 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の従業者によって指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を提供しなければならない。ただし、入居者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

2 各基準における留意事項について

20.勤務体制の確保等

- 4 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。その際、当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、全ての従業者に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。
- 5 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。
- 6 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、適切な指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(基準第167条)

2 各基準における留意事項について

21.業務継続計画の策定等

指定地域密着型介護老人福祉施設事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下、「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定地域密着型介護老人福祉施設事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 指定地域密着型介護老人福祉施設事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（基準第169条（基準第3条の30の2準用））

※留意点：業務継続計画に記載する内容

【感染症関係】

1.平時からの備え

体制構築・整備、感染症防止に向けた取り組みの実施、
備蓄品の確保等

2.初動対応

3.感染拡大防止体制の確立

保健所との連携、濃厚接触者への対応、
関係者との情報共有等

【災害関係】

1.平常時の対応

建物・設備の安全対策、必要品の備蓄等、
電気・水道などのライフラインが停止した場合の対策

2.緊急時の対応

業務継続計画発動基準、対応体制等

3.他施設及び地域との連携

研修やケアの演習はそれぞれ年2回以上は必ず行い、業務継続計画の具体的内容や緊急時の対応等の理解の励行を行うこと



2 各基準における留意事項について

※BCP計画における好事例 宮城県

①東日本大震災の際、72時間以内に全利用者の安全確保と基本的なケアの継続を実現することができました。この施設のBCPが機能した最大の理由は、「誰が」「何を」「いつまでに」行うかが明確にしてあったことです。例えば、「災害発生後30分以内に施設長または代理者が対策本部を設置する」「1時間以内に全職員が利用者の安否確認を完了し、チェックリストに記録する」といった具体的な時間軸と担当者が決められていました。



災害時の対応として、「誰が」「何を」「いつまでに」を明確にしており、各々が初動に入りやすい



②停電時の対応として「非常用電源を使用する医療機器リスト」を事前に作成し、優先順位をつけていたことも功を奏し、限られた電源容量の中で、人工呼吸器や吸引器など生命に直結する機器を優先的に稼働させることができました。さらに、職員の参集基準も「震度5強以上の地震発生時は、連絡がなくても自主参集する」と明文化されており、通信が途絶えた状況でも多くの職員が駆けつけてきました。



限られた物資をどう使うかを明確にし、物資・時間を無駄なく活用できるように明文化されている。



2 各基準における留意事項について

22.非常災害対策

指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

2 指定地域密着型介護老人福祉施設事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

(基準第169条(基準第32条準用))



- ・非常災害に関する具体的計画については、消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処するための計画のことをいいます。消防法第8条の規定により、防火管理者を置くこととされている場合は、防火管理者が、防火管理者を置かなくてもよいとされている場合、防火管理について責任者を定め、その者に消防計画に準ずる計画の樹立業務を行わせる必要があります。
- ・訓練については、地域住民の代表者等により構成される運営推進会議を活用し、日頃から地域住民との密接な連携体制づくりに努める必要があります。

2 各基準における留意事項について

23.衛生管理等

指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適正に行わなければならない。

2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、当該指定地域密着型介護老人福祉施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 当該指定地域密着型介護老人福祉施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- 二 当該指定地域密着型介護老人福祉施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- 三 当該指定地域密着型介護老人福祉施設において、介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。
- 四 前3号に掲げるもののほか、別に厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行うこと。

(基準第169条(基準第151条準用))

2 各基準における留意事項について

23.補足（衛生管理等）



基準第151条第2項では、「感染症の予防及びまん延防止」について下記のとおり講じるべき措置が規定されています。

①感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を設置すること。

- ・感染対策委員会には、感染対策の知識を有する者を含み、幅広い職種により構成されることが望ましいとされています。
- ・構成メンバーの責任や役割分担を明確にするとともに、感染対策担当者を設置することが必要です。
- ・開催時期についても、感染症が流行する時期等を勘案して必要に応じ開催します。

②感染症の予防及びまん延の防止のための指針

下記のように平常時と発生時の対応を規定する必要があります。

平常時の対策・・事業所内の衛生管理を徹底（環境の整備等）、ケアに係る感染対策（手洗い、標準的な予防策）等

発生時の対応・・発生状況の把握、感染拡大の防止、医療機関や保健所等の関係各所と連携・報告

事業所内の連絡体制や上記の関係機関への連絡体制の整備と明記

③感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練

研修について・・感染対策の知識の普及・啓発を行うとともに事業所の指針に基づいた衛生管理の徹底や衛生的なケアの励行

訓練について・・事業所における指針に基づいた衛生管理の徹底や衛生的なケアの励行

※研修・訓練はともに**年2回以上**行い、特に研修に関しては新規採用時に別の研修を行い研修内容を記録すること。

2 各基準における留意事項について

24. 協力医療機関等

指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めておかなければならない。ただし、複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより当該各号の要件を満たすこととしても差し支えない。

- 一 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。
- 二 当該指定地域密着型介護老人福祉施設からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。
- 三 入所者の病状が急変した場合等において、当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。

2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、当該指定地域密着型介護老人福祉施設に係る指定を行った市町村長に届出なければならない。

2 各基準における留意事項について

24. 協力医療機関等

- 3 指定地域密着型介護老人福祉施設は、第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。
- 4 指定地域密着型介護老人福祉施設は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。
- 5 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入所した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設に速やかに入所させることができるように努めなければならない。
- 6 指定地域密着型介護老人福祉施設は、あらかじめ、協力医療機関を定めておくよう努めなければならない。

(基準第169条(基準第152条準用))

※留意点

基準第152条において、入居者の病状の急変時等に対応するための協力医療機関を定めなければならないとし、あわせて新興感染症の診療等を行う医療機関と新興感染症発生時の対応を取り決めるよう努めること、歯科医療の確保の観点からあらかじめ協力歯科医療機関を定めておくよう努めることを施設に対して求めるもの。

特に第1項及び第2項により

- ①協力医療機関を定め、②1年に1回以上、③協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、
④協力医療機関の名称等を市町村長に届出を行うこと。
→また、協力医療機関の名称や、契約内容の変更があった場合にも速やかに届出を行うこと。



2 各基準における留意事項について

25. 掲示

指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業者は、指定地域密着型介護老人福祉施設の見やすい場所に、運営規程の概要、従業員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

2 指定地域密着型介護老人福祉施設事業者は、重要事項を記載した書面を当該指定地域密着型介護老人福祉施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、前項の規定による掲示に代えることができる。

3 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。
(基準第169条(基準第3条の32準用))

※留意点

重要事項の掲示・ウェブサイトへの掲載に当たり以下のことに留意すること

- ・事業所の見やすい場所とは介護サービスの利用申込者、利用者及びその家族に対して見やすい場所を表す。
- ・介護従業者の勤務体制については、職種ごと常勤・非常勤ごとの人数を掲示する者であり、介護従業者の氏名までは掲示の必要はない。
- ・重要事項のウェブサイトの掲載は令和7年4月1日より適用開始している。



2 各基準における留意事項について

26.秘密保持等

指定地域密着型介護老人福祉施設の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

3 指定地域密着型介護老人福祉施設は、指定居宅介護支援事業者等に対して、入所者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により入所者の同意を得ておかなければならない。

(基準第169条 (基準第153条準用))

※留意点

- ・従業者が、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、雇用時に取り決めておくことが必要で、違約金についての定めを置くなどの措置を講ずべきこととされています。
- ・サービス担当者会議等において、課題分析情報を通じて利用者の有する問題点や解決すべき課題等の個人情報を介護支援専門員や他の担当者と共有することが想定されるため、あらかじめ文書により同意を得る必要があります。



27.広告

指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業者は、指定地域密着型介護老人福祉施設について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものとしてはない。

(基準第169条 (基準第3条の34))

2 各基準における留意事項について

28. 苦情処理

指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業者は、提供した指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業者は、提供した指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に関し、法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

2 各基準における留意事項について

28. 苦情処理

- 4 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業者は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善内容を市町村に報告しなければならない。
- 5 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業者は提供した指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法第176号第1項第三号の調査に協力するとともに国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 6 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。

(基準第169条(基準第34条準用))

苦情における相談窓口、苦情処理の体制、手順等の概要を明らかにし、利用申込者・家族にサービスの内容を説明する文書に苦情に対する対応の内容にも併せて記載し、事業所・ウェブサイトに掲示すること。(記録文書は**2年間保存**すること。)



2 各基準における留意事項について

29.地域との連携等

指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業者は、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、指定地域密着型介護老人福祉施設が所在する市町村の職員又は当該指定地域密着型介護老人福祉施設が所在する区域を管轄する法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターの職員、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者等により構成される協議会を設置し、おおむね2月に1回以上、運営推進会議に対し活動の状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

2 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。

3 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。

4 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

(基準第169条(基準第34条準用))

※留意点

運営推進会議はテレビ電話装置等を活用して行っても差し支えないが、利用者又はその家族が参加する場合にあっては、当該機器の活用について、同意を得ること。なお、活用にあたっては、「医療・介護事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」、「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」を遵守すること



2 各基準における留意事項について

30.事故発生の防止及び発生時の対応

指定地域密着型介護老人福祉施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じなければならない。

- 一 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。
- 二 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策について、従業者に周知徹底を図る体制を整備すること。
- 三 事故発生の防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。
- 四 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、入所者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

3 指定地域密着型介護老人福祉施設は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

4 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(基準第169条 (基準第155条準用))

- ・ 事故が発生した場合、発生日から**5日以内に「事故報告書」を提出**すること。
- ・ 事故発生時には事故の状況及び事故に際してとった処置について記録し、またその記録は**2年間保存**すること。
- ・ 事故が発生した場合の対応方法について、あらかじめ定めておくこと。
- ・ 事故発生時には原因解明と再発防止の対策を講じること



2 各基準における留意事項について

30.事故発生の防止及び発生時の対応



※留意点：事故発生の防止のための指針（基準第155条第1項第1号）について
＜盛り込むべき内容＞

- 1.施設における介護事故の防止に関する基本的考え方
- 2.介護事故の防止のための委員会その他施設内の組織に関する事項
- 3.介護事故の防止のための職員研修に関する基本方針
- 4.施設内で発生した介護事故、ヒヤリハット事例及び現状を放置しておくとは介護事故に結びつく可能性が高いものの報告等の介護に係る安全の確保を目的とした改善のための方策に関する基本方針
- 5.介護事故発生時の対応に関する基本方針
- 6.入所者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針
- 7.その他介護事故等の発生の防止の推進のために必要な基本方針

※留意点：事故等に係る報告と分析、改善策の周知徹底（基準第155条第1項第2号）について
＜想定している内容＞

- 1.介護事故等について、報告するための様式を整備すること。
- 2.介護職員その他の従業者は、介護事故等の発生ごとにその状況、背景などを記録するとともに、1.の様式に従い介護事故について報告すること。
- 3.事故発生防止のための委員会において、2.により報告された事例を集計し、分析すること。
- 4.事例の分析に当たっては、介護事故等の発生時の状況等を分析し、介護事故等の発生要因、結果等を取りまとめ、防止策を検討すること。
- 5.報告された事例及び分析結果を従業者に周知徹底すること。
- 6.防止策を講じた後に、その効果について評価すること。

※留意点：事故発生の防止のための従業者に対する研修（基準第155条第1項第3号）について

- ・事故発生防止の基礎的内容等の適切な知識の普及・啓発するとともに、指針に基づき、安全管理の徹底を行う。
- ・指針に基づき、研修プログラムを作成し、定期的な研修（年2回以上）を行う。

※留意点：事故発生防止等の措置を適切に実施するための担当者の設置（基準第155条第1項第4号）について

- ・指針の整備、報告と分析、委員会の開催及び研修の実施を適切に実施するための担当者を配置する。

2 各基準における留意事項について

31.虐待の防止

指定地域密着型介護老人福祉施設事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 当該指定地域密着型介護老人福祉施設事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- 二 当該指定地域密着型介護老人福祉施設事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- 三 当該指定地域密着型介護老人福祉施設事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施すること。
- 四 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(基準第169条(基準第3条の38の2準用))

虐待に関する措置は、利用者の尊厳の保持・人格の尊重が達成されるよう以下の観点を重視してください。

- ①**虐待の未然防止**・・・従業者として責務・対応を正しく理解すること
- ②**虐待等の早期発見**・・・相談体制・通報窓口の周知や届出等の対応をとること
- ③**虐待等への迅速かつ適切な対応**・・・発生した場合、速やかに市町村に通報するとともに虐待の調査協力に努めること



2 各基準における留意事項について

31.補足（虐待の防止）

1.虐待の防止のための対策をする委員会（虐待防止検討委員会）

虐待等の発生の防止・早期発見に加え、発生した場合はその再発を確実に防止するための対策を検討する委員会

構成員・・・管理者を含む幅広い職種で構成するとともに、事務所外の虐待防止の専門家を委員として活用することが望ましい
〈委員会での検討事項〉

- ①虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関すること
- ②虐待の防止のための指針の整備に関すること
- ③虐待の防止のための職員研修の内容に関すること
- ④虐待等について従業者が相談・報告できる体制整備に関すること
- ⑤従業者が虐待等を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること
- ⑥虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること
- ⑦前号の再発の防止策を講じた際にその効果についての評価に関すること



2.虐待の防止のための指針

【指針に盛り込むべき項目】

- | | |
|---------------------------|----------------------------|
| ①事業所における虐待の防止に関する基本的考え方 | ②虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項 |
| ③虐待の防止のための職員研修に関する基本方針 | ④虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針 |
| ⑤虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項 | ⑥成年後見制度の利用支援に関する事項 |
| ⑦虐待等に係る苦情解決方法に関する事項 | ⑧その他虐待の防止の推進のために必要な事項 |



2 各基準における留意事項について

31.補足（虐待の防止）



3.虐待の防止のための従業者に対する研修

- ・研修は、虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであること。
- ・事業所における指針に基づき、虐待の防止の徹底を行うこと。
- ・事業者が指針に基づいた研修プログラムを作成し、**年2回以上**の研修を行い、特に新規採用時は必ず実施すること。
- ・研修の実施内容についても記録すること。

4.虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者の設置

1～3に掲げる措置を適切に実施するため、担当者を設置すること。（虐待防止検討委員会の責任者と同一人物が望ましい。）

2 各基準における留意事項について

32. 会計の区分

指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業者は、指定地域密着型介護老人福祉施設ごとに経理を区分するとともに、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならない。

(基準第3条の39 (基準第57条))

具体的な会計処理方法は以下の参考資料を参照

- ※1 介護保険の給付対象事業における会計の区分について (平成13年3月28日 老振発第18号)
- ※2 介護保険・高齢者保健福祉事業に係る社会福祉法人会計基準の取り扱いについて (平成24年3月29日 老高発0329第1号)
- ※3 指定介護老人福祉施設等に係る会計処理等の取り扱いについて (平成12年3月10日 老計第8号)

なお、報告については、施設所在地を管轄する都道府県知事に対して会計年度終了後、3月以内に「介護サービス事業者経営情報データベースシステム」を使用して報告すること。



2 各基準における留意事項について

33.利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置

指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業者は、当該指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を定期的に開催しなければならない。

(基準第169条 (基準第86条の2準用))

※留意点

委員会の構成員・・・生産性向上の取組を促進する観点から管理者やケア等を行う職種を含む幅広い職種により構成することが望ましい。

なお、外部の専門家を活用することも差し支えない。

開催頻度・・・定期的に開催することを前提に、開催が形骸化することがないように留意し、各事業所の状況を踏まえ、適切な開催頻度を決めること。

※他の事業運営に関する会議を開催している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えない。

※委員会の開催に当たっては、「介護サービス事業における生産性向上に資するガイドライン」等を参考にして取り組みを行うことが望ましい。

※なお、当該基準は令和9年4月1日より**義務化**される。



3 運営指導時によくある指摘事項

	主な指摘事項	基準
1	「感染症の予防及びまん延防止のための指針」を整備しているが、規定すべき項目に漏れがある。	基準第33条 (衛生管理等)
2	重要事項を法人のホームページ又は介護サービス情報公表システムに掲載していない。	基準第3条の32 (掲示)
3	「虐待の防止のための指針」を整備しているが、盛り込むべき項目に漏れがある。	基準第3条の38の2 (虐待の防止)